

氏名(国籍)	于 ^う 乃 ^{ない} 明 ^{みん} (中国(台湾))
学位の種類	博士(法学)
学位記番号	博乙第1,374号
学位授与年月日	平成10年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	社会科学部研究科
学位論文題目	小田切万寿之助研究—明治大正期中日関係史の一側面
主査	筑波大学教授 三石善吉
副査	筑波大学名誉教授 臼井勝美
副査	筑波大学教授 文学博士 大濱徹也
副査	筑波大学助教授 博士(法学) 波多野澄雄

論文の内容の要旨

本論文は、明治大正期中日関係史の観点から、上海領事・総領事のち横浜正金銀行取締役小田切万寿之助(1868—1934)の外交業績を解明する事を目的としている。小田切万寿之助は外務省時代、横浜正金銀行時代を通じて条約改正交渉、借款交渉、文化事業への関与、国際会議への出席など中国との様々な外交交渉に携わって著名であり、明治大正期の外交文書に頻出するが、これまで専門的に研究されて来なかった。本論文はこの著名にして、しかし余りにも研究が成されてこなかった小田切万寿之助を、中国で言えば清朝末期から辛亥革命を挟んで民国に至る激動の時代の、また日本で言えば明治から大正期にかけての日中関係史の中に位置づけつつ、その主要業績を詳細に分析し、かつ小田切の生涯をも明らかにしようとする意欲的な、初めての本格的な小田切万寿之助研究である。

序章は「研究の目的・方法・範囲」と題され、小田切万寿之助研究が明治大正期中日関係史の一つの面の解明であり、小田切の伝記の解明であることが示され、中日両国の基本資料分析を中心とする「時系列」分析である事が示される。

第1章は「小田切万寿之助の幼少年時代をめぐる幾つかの問題」と題し、小田切の生年月日、出生地、父親小田切盛徳について考察されている。生年月日は明治初年は太陰暦が使用されているためやや複雑になり、諸説あるが、明治元年1月25日であること、出生地は新潟、三重、米沢、東京と諸説あるが、今の米沢市新町四ノ町であることを確認した。小田切の出生地の確定は本論文によって初めてなされた。また万寿之助の父親小田切盛徳の生涯についての考察も初めて本論文によってなされ、小田切盛徳は「儒者」であるとの通説を覆し、米沢藩の中級武士団の一つである「与板組」であることが確認された。新しい発見である。

第2章は「外交官小田切と清朝—国家利益と中日連帯」と題され、書記生の時代から流暢な中国語の会話力と巧みな外交手腕を認められていた小田切が、その期待に応じて「杭州居留地設定」問題、「台湾福州海底電線」購入という困難な交渉を短期間で成功する過程を分析した。これが日本の国家目的に副う外交であるとする、小田切による文廷式援助、文廷式日本訪問計画の実行は小田切の中国に対する友好精神の表れであって、小田切に日本の国家利益擁護の精神と中日連帯の精神とが同居している事を示した。本論文はこの一見矛盾する小田切の行動を漢学の素養の深い日本の明治期の外交官に独得の行動様式であることを明らかにした。

第3章「小田切の対華政策構想と通商条約改正交渉」と題し、まず、小田切の1900年11月の「意見書」が小田

切のこれ以降の思想と行動の原点であることを示した。この指摘は従来の小田切研究では全く言及されていない新しい発見である。また、この「意見書」は南中国の総合的な開発計画であり、この時の日本の政府首脳谁也が考えていなかった巨大なスケールの構想で、これが政府首脳に認められて、小田切は「日清通商航海条約」の改訂委員に任命され、「日清追加通商航海条約」を締結するが、この条約中に小田切の「意見書」中の提案の幾つかが条文化されている事を明らかにした。この指摘は新しい発見である。

第4章「外交官小田切の最後の業績—漢冶萍公司借款の開始」。この章は日本が中国の漢冶萍公司に深く関与して行くようになる契機・経過が分析されている。時期は日清戦争から日露戦争の間の事であり、盛宣懐の経歴と日本・中国の製鉄業の歴史を叙述した後、伊藤博文と張之洞との会談（1898年10月17日）を偶然的契機として大冶鉄山の鉄鉱石購入が決まり（1900年6月21日）、以後日本製鉄業はほぼ完全に中国漢冶萍公司に依存することになる。またこれとは別に、小田切は大冶鉄鉱石代価三百万円前借契約の交渉を盛宣懐との短期間で成功させ（1904年1月15日）る。これは通説では、日本の「漢冶萍公司」に対する金融支配の開始とされている。この交渉の過程を日中双方の第一次資料を使って極めて詳細な分析がなされている。

第5章「横浜正金銀行取締役小田切万寿之助と漢冶萍公司借款—1908～1914年」。この章では、漢冶萍公司借款の全体像が明らかにされ、かつ小田切が1905年7月外務省を「強制的に」辞めさせられて横浜正金銀行に入る経緯が分析され、また1908年秋の盛宣懐の訪日によって得た鉄道国有政策（これが清朝の命取りになった）と漢冶萍公司日中合弁会社設立案が清朝最末期から新中華民国初期の政治に決定的な影響を与えた事を明らかにした。これは従来の学者の指摘しなかった事実で、これを発掘したのは大きな発見である。また漢冶萍公司1500万円借款問題は、「公司3000万円社債発行」案から「無担保簡易借款1200万円」へ、辛亥革命を挟んで「漢冶萍公司日中合弁会社設立」案に変化、最終的に「漢冶萍公司1500万円借款」（1913年12月2日）が成立し、日本の漢冶萍公司に対する金融支配が確立したとされる。この借款の劇的な変化を第一次資料を使って詳細に分析した。

第6章「湖南省水口山亜鉛鉱をめぐるとの中日交渉—1910年代」。湖南省省有の水口山鉛・亜鉛鉱山をめぐるとの借款で、政治状況の不安定を反映して極めて複雑な経過を辿った。1917年3月、正金銀行小田切との間に300万円の借款話が、同年同月末に中日実業との間に300万円借款話が出たが何れも成功せず、同年5月には湯浅洋行との間に550万円借款の仮契約が結ばれたが、湖南官民の反対で破約となった。1918年2月には三井洋行と譚省長との間に黒鉛6000トンと黒鉛10年間一手販売の仮契約が結ばれたが、新省長張敬堯と政府が反対し1918年4月破約となった。張省長はこの後正金、大倉、古河、三井に300万円の借款を申し込むが何れも断られた。この事例は、小田切の正金銀行は中心では無いが、複数の日本企業が絡み、政治状況の変化とも相俟って何れも成功しなかった特異な例として取り上げられている。

第7章「小田切の南中国経営戦略—鉄道敷設構想を中心に」。この省は揚子江流域の英国勢力範囲の真っ只中に「南萍」、 「寧湘」、 「南清」 鉄道を敷設しようとする日本側と英国側との激しい外交交渉を、小田切に焦点を合わせて分析したものである。英国側は満州を開放するなら揚子江流域も開放するとの厳しい交換条件を出し、結局1914年2月日本側が譲歩して揚子江流域進出を断念した。小田切の1900年11月の「意見書」の南中国総合開発計画は、日本政府が満州を重視したため実現しなかった。

第8章「ワシントン会議と小田切万寿之助—関税改定問題を中心に」。この章ではパリ講和会議からワシントン会議に至る中国の不平等条約の実態と不平等条約撤廃の努力の跡を辿り、ワシントン会議に顧問（後全権代理）として出席した小田切のワシントン会議における発言と行動を中心に分析した。原敬内閣の国際協調路線を堅持しつつ、なお日本の国益・中小企業保護政策を貫徹した小田切の交渉が基本資料によって分析されている。

終章「小田切万寿之助の業績の総括並びに大正末から昭和期の小田切」。この章は小田切の外交官としての、後民間の外交官としての業績の評価と、大正末期から小田切の死に至る昭和期に至る基本資料の紹介に当てられている。

審査の結果の要旨

本論文は、これまで全く学問的に研究されて来なかった上海総領事、後正金銀行取締役小田切万寿之助に関する唯一の専門的研究であり、「論文の要旨」で、各章における「新しい発見」について言及したが、以下のように纏める事が出来る。

①小田切万寿之助の父親小田切盛徳は従来「儒者」とされていたが、米沢藩の中級武士「与板組」である事を新しく発見した事。また小田切万寿之助の出生地は従来米沢、三重、新潟、東京の諸説であったが、これを米沢市新町四ノ町と確定した事。

②小田切の1900年11月の「意見書」が小田切の思想の原点である事、その後の小田切の見解の中に繰り返し出現する事を確認した事。従来は全くこの「意見書」に注目されなかった。

③小田切と盛宣懐との私的な交友関係が日本製鉄業の漢冶萍公司に深く関与していく契機となった経緯を明らかにした事。

④盛宣懐の1908年秋の訪日が、清朝の運命を決定した辛亥革命を引き起こした鉄道国有政策や漢冶萍公司の日中合弁会社設立政策に決定的な影響を与えた事を、盛宣懐の『東遊日記』を精読する事によって発見した事（従来は全くこれに言及されなかった）。

⑤「杭州居留地設定」、「台湾福州間海底電線購入交渉」、「日清通商航海条約改訂交渉」、「漢冶萍公司借款交渉」、「南萍、寧湘鉄道敷設交渉」、「ワシントン会議関税分科会会議」など小田切が中心となった中日交渉問題を小田切に焦点をあてて、その交渉過程を詳細に、日中双方の原資料をもとにたどった事、特に中国側と日本側の一次資料を縦横に駆使している点は良い。

要するに従来小田切研究が全くなされていなかった事から、本論文はパイオニア的な役割を果たし、幾つかの重大な新発見を伴いつつ、学界に大きな貢献をなした事である。また小田切の最晩年は、資料が極めて少なく、まだ不明な点が多いが、本論文は幾つかの珍しい資料を努力の末に発掘して小田切研究に寄与している。

本論文の問題点を敢えて挙げれば、小田切が深く関与した「東南互保」運動と「新四国借款団」に関する記述がそれぞれ一章を設けて十分に述べられていない事、昭和期の小田切について、資料の制約もあって十分に論じられていない点を恨みとするが、これは本論文の価値を損なうものではない。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。